

一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程 新旧対照表

No.	新	旧
1	一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程	一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程
2	<p><b>(目的)</b>            第1条 一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき、短期大学の教育研究活動等についての認証評価を行うため、その実施に関し必要な事項を定める。</p>	<p><b>(目的)</b>            第1条 一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき、短期大学の教育研究活動等についての認証評価を行うため、その実施に関し必要な事項を定める。</p>
3	<p><b>(対象)</b>            第2条 基準協会による認証評価の対象は、設置後完成年度を経過した短期大学とする。</p>	<p><b>(対象)</b>            第2条 基準協会による認証評価の対象は、設置後完成年度を経過した短期大学とする。</p>
4	<p><b>(認証評価の周期)</b>            第3条 基準協会による評価は、文部科学大臣による設置認可後又は認証評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに評価を受けるものとする。</p>	<p><b>(認証評価の周期)</b>            第3条 基準協会による<u>認証</u>評価は、文部科学大臣による設置認可後又は認証評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに評価を受けるものとする。</p>
5	<p><b>(申込み)</b>            第4条 認証評価を希望する短期大学は、評価を受ける前年度の7月末日までに別に定める様式により申込みを行うものとする。            2 評価は短期大学の希望する年度に行うものとする。ただし、評価の実施が困難な場合には、調整することができる。            3 第1項の規定により申込みを行った短期大学が、その後、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、基準協会と協議の上、評価を受ける年度の6月末日までに届け出るものとする。</p>	<p><b>(申込み)</b>            第4条 認証評価を希望する短期大学は、評価を受ける前年度の7月末日までに別に定める様式により申込みを行うものとする。            2 <u>認証</u>評価は短期大学の希望する年度に行うものとする。ただし、評価の実施が困難な場合には、調整することができる。            3 第1項の規定により申込みを行った短期大学が、その後、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、基準協会と協議の上、評価を受ける年度の6月末日までに届け出るものとする。</p>
6	<p><b>(評価基準)</b>            第5条 基準協会が行う認証評価の評価基準は、別に定める。</p>	<p><b>(評価基準)</b>            第5条 基準協会が行う認証評価の評価基準は、別に定める。</p>

一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>2 評価基準を定め、又は変更する場合は、その案を公表し、広く社会から意見を求めた上でこれを行う。</p>	<p>2 評価基準を定め、又は変更する場合は、その案を公表し、広く社会から意見を求めた上でこれを行う。</p>
7	<p><b>(実施体制)</b>                      第6条 認証評価を行うために、定款第47条第1項に基づき、認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設ける。                      2 評価委員会に関し必要な事項は別に定める。</p>	<p><b>(実施体制)</b>                      第6条 認証評価を行うために、定款第47条第1項に基づき、認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設ける。                      2 評価委員会に関し必要な事項は別に定める。</p>
8	<p><b>(ALOの配置)</b>                      第7条 認証評価を受ける短期大学は、自己点検・評価活動並びに基準協会及び評価員との連絡調整等を円滑に行うため、ALO（認証評価連絡調整責任者）を置くものとする。                      2 ALOに関し必要な事項は別に定める。</p>	<p><b>(ALOの配置)</b>                      第7条 認証評価を受ける短期大学は、自己点検・評価活動並びに基準協会及び評価員との連絡調整等を円滑に行うため、ALO（認証評価連絡調整責任者）を置くものとする。                      2 ALOに関し必要な事項は別に定める。</p>
9	<p><b>(自己点検・評価報告書及び提出資料の作成・提出)</b>                      第8条 第4条第1項の規定により認証評価の申込みを行った短期大学は、基準協会が別に定める<u>評価校マニュアル</u>に従い自己点検・評価報告書及び提出資料を作成し、評価を受ける年度の6月末日までに提出しなければならない。                      2 評価委員会は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に著しい不備があり、評価の継続が困難と認めた場合には、当該短期大学に対して、理由を付して再度自己点検・評価報告書等の提出を求めることができる。</p>	<p><b>(自己点検・評価報告書及び提出資料の作成・提出)</b>                      第8条 第4条第1項の規定により認証評価の申込みを行った短期大学は、基準協会が別に定める<u>自己点検・評価報告書作成マニュアル</u>に従い自己点検・評価報告書及び提出資料を作成し、評価を受ける年度の6月末日までに提出しなければならない。                      2 評価委員会は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に著しい不備があり、評価の継続が困難と認めた場合には、当該短期大学に対して、理由を付して再度自己点検・評価報告書等の提出を求めることができる。</p>
10	<p><b>(実施方法)</b>                      第9条 認証評価は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査により行う。                      2 評価委員会に置かれる評価チームは、前項の調査結果に基づき、基準別評価票を作成する。</p>	<p><b>(実施方法)</b>                      第9条 認証評価は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査により行う。                      2 評価委員会に置かれる評価チームは、前項の調査結果に基づき、基準別評価票を作成する。</p>

No.	新	旧
	<p>3 評価委員会に置かれる分科会は、評価チームが作成した基準別評価票に基づき、財務部会と連携して機関別評価原案を作成する。</p> <p>4 評価委員会は、分科会が作成した機関別評価原案に基づき、次の各号の定めにより機関別評価案を作成し、理事会に報告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 短期大学評価基準の4基準（以下「4基準」という。）に照らして全てが合である場合は、<u>適格と判定</u>する。</p> <p>(2) 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、<u>不適格と判定</u>する。</p> <p>(3) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反がある場合は、<u>不適格と判定</u>する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>5 前項の適格の判定において、4基準に照らして一部に問題が認められる場合には、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがある。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>3 評価委員会に置かれる分科会は、評価チームが作成した基準別評価票に基づき、財務部会と連携して機関別評価原案を作成する。</p> <p>4 評価委員会は、分科会が作成した機関別評価原案に基づき、次の各号の定めにより機関別評価案を作成し、理事会に報告する。</p> <p><u>5 前項の機関別評価案は、「機関別評価結果」及び「機関別評価結果の事由」（「総評」、「三つの意見」及び「基準別評価結果」）で構成する。</u></p> <p><u>6 前項の機関別評価結果では、評価を行った短期大学に対し、次の各号の定めにより、適格、不適格又は保留の判定を行う。</u></p> <p>(1) 短期大学評価基準の4基準（以下「4基準」という。）に照らして全てが合である場合は、適格とする。</p> <p>(2) 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、不適格とする。</p> <p>(3) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反がある場合は、不適格とする。</p> <p><u>(4) 適格、不適格の判定に至らない場合は、保留とする。</u></p> <p><u>7 前項の適格の判定において、4基準に照らして一部に問題が認められる場合には、当該問題の改善についての意見、改善意見を付すことがある。</u></p> <p><u>8 第5項の「三つの意見」は、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」とする。</u></p>
11	<p>(機関別評価案の内示)</p> <p>第10条 評価委員会委員長は、前条第4項の機関別評価案を当該短期大学に内示する。</p>	<p>(機関別評価案の内示)</p> <p>第10条 評価委員会委員長は、前条第4項の機関別評価案を当該短期大学に内示する。</p>
12	<p>(異議申立て及び意見申立ての機会及び審査)</p>	<p>(異議申立て及び意見申立ての機会及び審査)</p>

No.	新	旧
	<p>第11条 前条の内示した機関別評価案に対し、機関別評価の<u>判定</u>及び各基準の判定に異議のある短期大学は、異議申立てを行うことができる。</p> <p>2 前項の異議申立てに対しては、理事会に置かれる認証評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、理事会に報告するものとする。</p> <p>3 審査委員会に関する事項は、別に定める。</p> <p>4 前条の内示した機関別評価案に対し、第1項に定める判定以外の記述について意見のある短期大学は、意見申立てを行うことができる。</p> <p>5 前項の意見申立てに対しては、評価委員会において審議し、審査委員会及び理事会に報告するものとする。</p>	<p>第11条 前条の内示した機関別評価案に対し、機関別評価結果の<u>適否</u>及び各基準の<u>合否</u>の判定に異議のある短期大学は、異議申立てを行うことができる。</p> <p>2 前項の異議申立てに対しては、理事会に置かれる認証評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、理事会に報告するものとする。</p> <p>3 審査委員会に関する事項は、別に定める。</p> <p>4 前条の内示した機関別評価案に対し、第1項に定める判定以外の記述について意見のある短期大学は、意見申立てを行うことができる。</p> <p>5 前項の意見申立てに対しては、評価委員会において審議し、審査委員会及び理事会に報告するものとする。</p>
13	<p><b>(機関別評価の決定及び通知等)</b></p> <p>第12条 評価委員会の機関別評価案並びに異議申立てに係る審査委員会の審査結果及び意見申立てに係る評価委員会の審議結果を受けて、理事会は、<u>原則として認証評価の実施年度に機関別評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知する。</u></p> <p>2 <u>評価の実施年度に提出された資料が十分でない等の理由により、適格又は不適格の判定に至らない場合は、その理由を付して当該評価を継続するものとし、理事長が当該短期大学に通知する。</u></p>	<p><b>(機関別評価の決定及び通知)</b></p> <p>第12条 評価委員会の機関別評価案並びに異議申立てに係る審査委員会の審査結果及び意見申立てに係る評価委員会の審議結果を受けて、理事会は機関別評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知する。</p> <p>(新規)</p>
14	<p><b>(認証評価を継続するとされた場合の取扱い)</b></p> <p>第13条 <u>評価の実施年度に適格、不適格の判定に至らず当該評価を継続するとされた短期大学は、基準協会が指定する期日までに、指定する資料等を提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><b>(保留の判定を受けた場合の取扱い)</b></p> <p>第13条 前条により機関別評価結果が保留と判定された短期大学は、基準協会が指定する期日までに<u>所定の手続きに従って、再評価を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>再評価の実施方法等については、第4条第1項及び第8条から第12条の規定を準用する。</u></p>

No.	新	旧
	<p>2 基準協会の求めに応じない場合又は評価を継続してもなお適格の判定に至らない場合には、機関別評価を不適格と判定する。</p> <p>3 評価の周期は、<u>評価を継続するとされた年度の翌年度から起算して7年以内とする。</u></p>	<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、再評価の指定年度が評価を受けた年度の翌年度である場合は、当該年度の4月末日までに別に定める様式により申込みを行うものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、第1項に定める再評価の期日までに評価を受けない場合又は<u>適格、不適格の判定に至らない場合には、理事会は機関別評価結果を不適格と判定する。</u></p> <p>5 <u>再評価を受けた短期大学の評価の周期は、保留の判定を受けた年度の翌年度から起算して7年以内とする。</u></p>
15	<p><b>(適格に改善意見を付された場合の取扱い)</b></p> <p>第14条 機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受けなければならない。</p> <p>2 評価委員会は、報告書により、改善意見への対応状況について書面調査を行い、評価案を作成し、理事会へ報告する。</p> <p>3 前項の評価案は、第9条第5項にいう問題の改善が見られるか否かを評価する。なお、改善が見られない場合には、再度、改善意見を付すものとする。</p> <p>4 理事会は、評価委員会の評価案を受けて評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知する。</p> <p>5 評価の決定に当たっては、第10条、第11条第4項及び第5項の規定を準用する。</p>	<p><b>(適格に改善意見を付された場合の取扱い)</b></p> <p>第14条 機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受けなければならない。</p> <p>2 評価委員会は、報告書により、改善意見への対応状況について書面調査を行い、評価案を作成し、理事会へ報告する。</p> <p>3 前項の評価案は、第9条第7項にいう問題の改善が見られるか否かを評価する。なお、改善が見られない場合には、再度、改善意見を付すものとする。</p> <p>4 理事会は、評価委員会の評価案を受けて<u>評価結果</u>を決定し、理事長が当該短期大学に通知する。</p> <p>5 <u>評価結果</u>の決定に当たっては、第10条、第11条第4項及び第5項の規定を準用する。</p>
16	<p><b>(不適格の判定を受けた場合の取扱い)</b></p> <p>第15条 機関別評価結果が不適格とされた短期大学は、基準協会が定める手続きに従って、自己点検・評価報告書及び提出資料を提出し、<u>認証評価</u>を受けることができる。</p>	<p><b>(不適格の判定を受けた場合の取扱い)</b></p> <p>第15条 機関別評価結果が不適格と<u>判定</u>された短期大学は、基準協会が定める手続きに従って、自己点検・評価報告書及び提出資料を提出し、評価を受けることができる。</p>

No.	新	旧
17	<p><b>(認証評価結果の再判定)</b></p> <p>第16条 基準協会は、機関別評価結果を適格と通知した後に、評価を行った年度における当該短期大学の状況が、次の各号のいずれかに該当するおそれのあるときには、評価委員会において該当事項について調査を行う。</p> <p>(1) 4基準を満たさない場合  (2) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合  (3) 重大な法令違反がある場合</p> <p>2 前項の評価委員会における調査の結果、前項の各号に該当する事項があると認められる場合には、機関別評価結果を不適格と再判定し、理事長がその旨を当該短期大学に通知する。</p>	<p><b>(評価結果の再判定)</b></p> <p>第16条 基準協会は、機関別評価結果を適格と決定し通知した後に、評価を行った年度における当該短期大学の状況が、次の各号のいずれかに該当するおそれのあるときには、評価委員会において該当事項について調査を行う。</p> <p>(1) 4基準を満たさない場合  (2) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合  (3) 重大な法令違反がある場合</p> <p>2 前項の評価委員会における調査の結果、前項の各号に該当する事項があると認められる場合には、<u>理事会</u>は機関別評価結果を不適格と再判定し、理事長がその旨を当該短期大学に通知する。</p>
18	<p><b>(公正性の確保)</b></p> <p>第17条 <u>認証評価</u>を受ける短期大学の利害関係者であると基準協会が認める者は、当該短期大学を対象とする評価業務に従事することはできない。</p>	<p><b>(公正性の確保)</b></p> <p>第17条 評価を受ける短期大学の利害関係者であると基準協会が認める者は、当該短期大学を対象とする評価業務に従事することはできない。</p>
19	<p><b>(認証評価結果等の公表)</b></p> <p>第18条 第12条、第13条第2項、第14条第4項及び第16条第2項により決定された評価結果等は、認証評価結果報告書への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表する。</p>	<p><b>(評価結果の公表)</b></p> <p>第18条 第12条、第13条第4項、第14条第4項及び第16条第2項により決定された評価結果は、認証評価結果報告書への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表する。</p>
20	<p><b>(認証評価に係る手数料)</b></p> <p>第19条 基準協会が行う評価に係る手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員 1,300,000円(消費税別)  (2) 非会員 1,300,000円に7年分の会費相当額を加算した額(消費税別)</p>	<p><b>(評価に係る手数料)</b></p> <p>第19条 基準協会が行う評価に係る手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会員 1,300,000円(消費税別)  (2) 非会員 1,300,000円に7年分の会費相当額を加算した額(消費税別)</p>

一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>(3) <u>第12条第2項の規定による評価の継続に当たっては追加の手数料を徴収するものとし、その額は、実施する書面調査、訪問調査等に係る実費相当額（消費税別）とする。</u></p> <p>2 評価の申込みを行った短期大学は、前項の手数料を基準協会が指定した期日までに納入しなければならない。</p> <p>3 第4条第3項の規定による評価の取下げを行った場合の手数料は、評価を受ける前年度の3月末日までに取下げを行った場合にはこれを徴収しない。評価を受ける年度の4月1日以降6月末日までに取下げを行った場合には手数料の2分の1の額を徴収し、7月1日以降は、特別の理由がない限り手数料は返還しない。</p>	<p>(3) <u>第13条第1項及び第15条第1項の規定により評価を行う場合は、会員は1,300,000円（消費税別）、非会員の場合は1,900,000円（消費税別）とする。</u></p> <p>2 評価の申込みを行った短期大学は、前項の手数料を基準協会が指定した期日までに納入しなければならない。</p> <p>3 第4条第3項の規定による評価の取下げを行った場合の手数料は、評価を受ける前年度の3月末日までに取下げを行った場合にはこれを徴収しない。評価を受ける年度の4月1日以降6月末日までに取下げを行った場合には手数料の2分の1の額を徴収し、7月1日以降は、特別の理由がない限り手数料は返還しない。</p>
21	<p><b>(評価員の旅費等)</b></p> <p>第20条 基準協会は、評価員に対して、訪問調査及び指定する研修会の出席に係る旅費を支払うものとする。</p> <p>2 前項に規定する旅費に関する事項は、別に定める。</p> <p>3 基準協会は、訪問調査の前日に行われる事前打合せのための会場費を負担するものとする。</p>	<p><b>(評価員の旅費等)</b></p> <p>第20条 基準協会は、評価員に対して、訪問調査及び指定する研修会の出席に係る旅費を支払うものとする。</p> <p>2 前項に規定する旅費に関する事項は、別に定める。</p> <p>3 基準協会は、訪問調査の前日に行われる事前打合せのための会場費を負担するものとする。</p>
22	<p><b>(その他)</b></p> <p>第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める</p>	<p><b>(その他)</b></p> <p>第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める</p>
23	<p><b>(改廃)</b></p> <p>第22条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。</p>	<p><b>(改廃)</b></p> <p>第22条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。</p>
24	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。</p>

一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程 新旧対照表

No.	新	旧
	<p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成24年度に係る第三者評価（評価に係る評価料を含む。）から適用する。 2 第21条の規定にかかわらず、平成23年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成27年5月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成24年度に係る第三者評価（評価に係る評価料を含む。）から適用する。 2 第21条の規定にかかわらず、平成23年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成27年5月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>